

習志野市スポーツ推進計画の概要

1. 計画および期間

1 計画の位置づけ

スポーツ基本法第10条に規定される「地方スポーツ推進計画」と位置づけ、国の「第3期スポーツ基本計画」や県の「第13次千葉県体育・スポーツ推進計画」を参考に、本市の実情にあわせ策定します。また、「習志野市基本構想」、「習志野市基本計画」、「習志野市教育大綱」、「習志野市教育振興基本計画」に基づき、関連する部署の個別計画と連携した計画とします。

2 スポーツの定義

「スポーツ」の定義として、競技スポーツに加え、散歩やダンス・健康体操、ハイキング・サイクリング、野外活動やスポーツ・レクリエーションも含み、広く捉えることとします。

3 計画の期間

計画期間は、習志野市前期基本計画、習志野市教育大綱、習志野市教育振興基本計画の期間に合わせ、令和8(2026)年度から令和15(2033)年度までの8年間とします。

2. 課題

本市は、これまでスポーツ・レクリエーション活動を通して、生涯にわたり親しむ豊かなスポーツライフの実現を目指すため、さまざまなスポーツの施策を展開してきました。

今後も、さらなる本市のスポーツの推進を図るためには、市民の求めるスポーツニーズに対応した取組や健康づくりに視点を置いたスポーツ、さらには少子高齢化、環境問題、地域活性化、安全・安心など、現代社会が抱える諸問題に対しても適切な対応が求められ、スポーツを通じた「まちづくり」を目指して いくことが必要となります。

単に「スポーツを行う」「スポーツを楽しむ」のではなく、少ない時間で、「健康維持」のために取り組むことができるようなスポーツの機会の提供、スポーツ観戦会場に足を運んでもらうための取組みの工夫、スポーツボランティア活動等、参加しやすい環境を整備することが必要です。

3. 目標

スポーツには、市民の健康増進や自己実現、生活の質を高め、夢や希望、感動を与えるとともに、活力ある地域社会を形成していく力があります。このスポーツの力を活かすとともに、市民がスポーツを通じて幸福感を得た生活を送り、市全体が活気あふれるまちにするため、本計画の基本理念を以下のとおりとします。

【習志野市スポーツ推進計画 基本理念】

スポーツによるウェルビーイングの向上と交流・まちの活性化

4. 内容

【施策体系】

【基本理念】 **スポーツによるウェルビーイングの向上と交流・まちの活性化**

【基本方針】

1 スポーツで「あつまり、ともに、つながる」

関係団体、関係部署との連携、他イベントとの同時開催、多方面からの人材の活用等、「ともに」課題の対応や活動の実施を図ります。

2 安全で安心な環境づくり

施設の適切な維持管理に取り組むとともに、市民の誰もが年齢や体力に応じて、安全かつ安心して気軽にスポーツに親しめる環境の整備を図ります。

特に近年の猛暑に伴う熱中症リスクの高まりを受け、スポーツ活動の安全確保を最優先に考えた取組を推奨します。

【施策の柱】

1 「する」 スポーツの推進	2 「みる」 スポーツの推進	3 「ささえる」 スポーツの推進
1 幼児期・ジュニア期における機会充実	7 地域の活性化につながるスポーツイベントの開催	10 スポーツ推進団体への支援
2 働く世代・子育て世代への活動の支援	8 トップチーム・アスリートとの連携	11 スポーツを支えるボランティアの育成・支援
3 高齢者への支援	9 スポーツ情報の発信	12 誰もが参加できるスポーツ環境の整備・確保・拡大
4 障がいのある人への支援		13 公共スポーツ施設の安全性の維持
5 気軽に行えるスポーツの推進		
6 健康増進への寄与		

取組

【数値目標】 計画の推進状況を確認するため、3つの具体的な数値を目標値として設定します。

- 1 「する」スポーツ 週1回以上スポーツを行う市民の割合 **60%**
- 2 「みる」スポーツ 競技会場でスポーツ観戦する市民の割合 **40%**
- 3 「ささえる」スポーツ スポーツボランティアなどの活動を経験する市民の割合 **20%**

【計画の進め方】

計画の推進にあたっては、PDCAサイクルによる進行管理方法を用いるとともに、定期的に「市民アンケート」を実施し、設定した目標値等の達成状況を確認します。

関連する部署の個別計画と連携していく中、取組みについても設定した目標値等の達成状況を確認し、また、必要に応じて事業等を見直し、その時代に即した弾力性のある計画とします。